

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和 6 年度）

住 所 滋賀県彦根市駅東町 1 5 番 1

事業者名 近江鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤井 高明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客施設・車両の維持管理および操作方法や接遇方法の習得	バリアフリー設備等の使用に支障がないように使用方法や接遇方法に関する定期的な研修を実施する。	バリアフリー設備を使用した乗降に関する訓練を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	車両の乗り降りについては列車備え付けのスロープにて運転士または駅係員が乗降の介助を行う。その他、構内通路の往来に介助が必要な駅においては、乗降補助依頼の事前連絡を元に近隣の有人駅などから係員が対応する。	車両の乗り降りについては列車備え付けのスロープにて運転士または駅係員が乗降の介助を行っている。その他、介助が必要な場合は事前連絡を元に近隣有人駅から係員を派遣し、対応をしている。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページによる情報提供	ホームページにて各駅構内施設の情報を提供する。	ホームページにて、各駅構内の施設の情報提供を実施している。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの導入にあたり、乗降補助の連絡を受けた係員が適切に対応出来るよう研修を実施する。	乗降補助を適切に行えるよう、各駅のバリアフリー対応状況等を関係係員に周知した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスター等の掲出	関係団体と連携し駅掲示板等に啓発ポスターを掲出する。	駅掲示板等に啓発ポスターを掲出した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

ご利用のお客さまなどからバリアフリーに関する要望等が寄せられた場合は、お客さまの声として集約し、社内共有するとともに対応を検討する体制を構築している。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

Ⅱ. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	18 36 編成 (両)	7 14 編成 (両)	14 編成	0 編成	0 編成	18 編成	13 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	18 36 編成 (両)	7 14 編成 (両)	14 編成	0 編成	0 編成	18 編成	13 編成

事業者名 近江鉄道株式会社

事業者名 近江鉄道株式会社

(令和7年3月31日現在)

(令和7年3月31日現在)

(令和7年3月31日現在)

改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	案内装置のある編成数 (令和2年4月施行前の基準への適合状況)
7 14 編成 (両)	7 14 編成 (両)	14 編成	14 編成	18 編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成
7 14 編成 (両)	7 14 編成 (両)	14 編成	14 編成	18 編成

乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備のある編成数	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(連続)	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(予告)
18 編成	18 編成	18 編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
18 編成	18 編成	18 編成

第32条第8項以外、公共交通移動等円滑化基準省令に適合するもの	運行情報提供設備のある編成数
0 0 編成 (両)	2 編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
編成 (両)	編成
0 0 編成 (両)	2 編成

(令和7年3月31日現在)			事業者名 近江鉄道株式会社				(令和13年3月31日見込み)	
通勤型(短距離)鉄道・地下鉄において、1車両に1以上の車椅子スペースを設置している編成数(両)			改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和5年4月施行の基準への適合状況)	改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和2年4月施行の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和5年4月施行の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行の基準への適合状況)	案内装置のある編成数(両)	
14	28	編成(両)	11 22	編成(両)	16	編成	18	36
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
		編成(両)		編成(両)		編成		編成(両)
14	28	編成(両)	11 22	編成(両)	16	編成	18	36

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○